

Partner's public relations magazine

2014年4月発行

Vol. 7

パートナーズ 会報誌

平成26年度税制改正のポイント

- ◆法人課税
- ◆消費税関係
- ◆車体課税
- ◆個人所得課税

価格0円(税込み)

最近の税務情報

パートナーズ情報～Partners Infomation～

- ・パートナーズホームページをリニューアルしました
- ・松山支社が移転しました
- ・一般社団法人M&A・事業再生支援センターを立ち上げました

<http://www.zei-partners.com>

確定申告では大変お世話になりました

陽春の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて去る3月17日、税理士法人パートナーズでは無事に確定申告を終わらせることができました。会員様におかれましては、お世話になった方もいらっしやうと思います。その節はご協力頂き、誠にありがとうございました。

毎年、確定申告の前に社内でお客様との円滑なやりとりや業務面での改善を話合っておりませんが、なかなか理想とする完璧な形にはならず、今年も反省すべき点がありました。お陰さまで年々申告の件数は増加しておりますが、それに伴いお客様への最終報告が遅れがちとなり、ご迷惑をお掛けした方もいらっしやうと思います。確定申告が終わると同時に来年の確定申告の改善も始まりますが、来年はお客様からご依頼を受け、最終

報告ができる期間を可能な限り短くし、安心してご依頼頂ける環境を整えて参ります。繁忙期が過ぎ少しずつ普段の業務に戻っていきますが、確定申告時期以外でもこの点に付きましては日々改善をし、本当の意味でのお客様のパートナーとなれるよう、努めて参ります。

また普段の業務や対応など、ご不満な点やご不明な点などございましたら、お気軽にお申し付け下さいますよう、よろしくお願い致します。

(岡山本社・川本洋)



今年も昨年に引き続き確定申告期間中は面談、追加の資料のご依頼、ご質問等でのご対応有難うございました。

また資料のお預かりから計算結果のご報告まで、お時間をいただいていたこともありました。去る3月20日日本社にて確定申告の改善事項についての勉強会を実施いたしました。今年も各メンバーから多くの改善事項の指摘がありました。今、私自身この3ヶ月を振り返ってみても反省の連続でした。確定申告は来年もやってきます。改善に取り組み本社支社一丸となつて、品質向上に取り組んで参りたいと考えていますので、今後ともよろしくお願い致します。

(山陰支社長・川原康寛)

去る3月、確定申告が終わり除々に春の気配が濃くなってきました。確定申告時期にはご協力頂きました方々へ、あらためて御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて今回、松山支社を開設し、初めての確定申告となりました。

岡山本社から松山支社への引き継ぎやパートナーズとしての業務面など、期間中はご面倒、ご迷惑をお掛けした方々もいらつしやうと思います。今年の確定申告で経験をした反省点を来年に活かし、お客様にはよりストレスなく安心してご依頼頂ける支社にして参りますので、今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

(松山支社長・柳井崇延)

お世話になっております。税理士法人パートナーズ広島支社の中谷でございます。

広島支社を開設して初めての確定申告が終了しました。今回お世話になったお客様には、資料収集や電話でのご質問等、いろいろとご協力いただきました。心より御礼申し上げます。

現在の税制は法人減税・個人増税の方向に動いております。今後も法人・個人のお客様にとつて、それぞれ有用な情報や対策についてアナウンス等させていただければと考えております。今後とも税理士法人パートナーズをよろしくお願い申し上げます。

(広島支社長・中谷有希)

平成26年度税制改正のポイント

法人課税

所得拡大促進税制の拡充・延長

交際費課税の緩和・延長

復興特別法人税の1年前倒し廃止

生産性向上設備投資促進税制の創設

中小企業投資促進税制の拡充・延長

研究開発税制の拡充・延長

既存建築物の耐震改修投資促進税制の創設

ベンチャー投資促進税制の創設

事業再編促進税制の創設

消費税関係

外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

車体課税

個人所得課税

給与所得控除の見直し

NISAの利便性向上のための見直し

※赤文字は後に詳細を掲載

平成26年度
税制改正

法人課税 交際費課税の緩和・延長

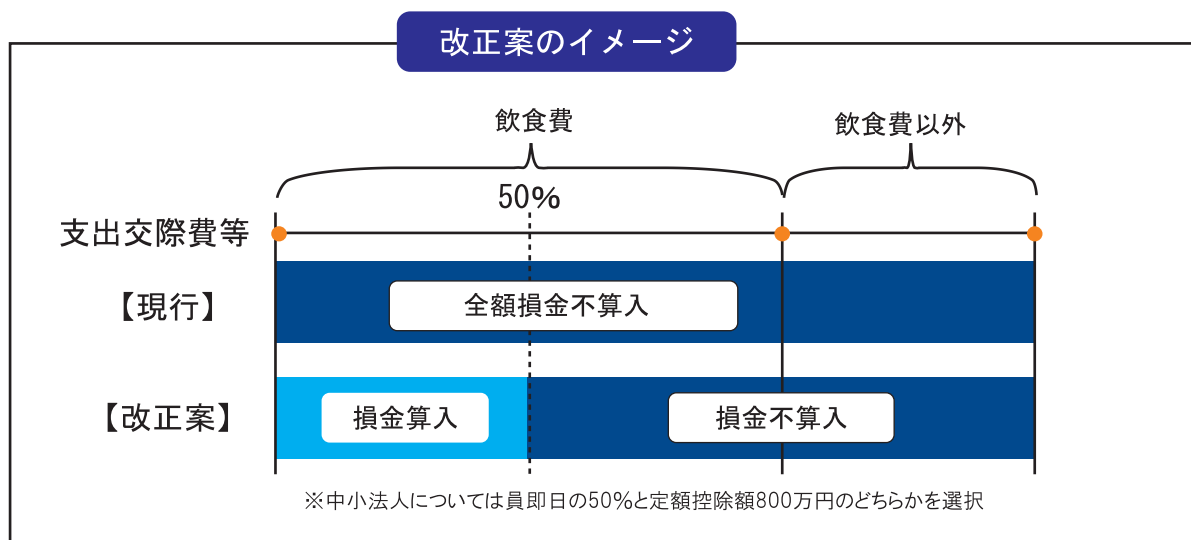
現行制度の適用期限を2年間延長するとともに、交際費のうち飲食のための支出の50%を損金算入可能とします。(注)中小法人については、現行の定額控除(800万円)との選択制

[平成26年4月1日以後に開始する事業年度について適用予定]

参考

現行制度の概要

法人が支出する交際費等(一人当たり5,000円以下の飲食費等を除く)は、原則として全額損金不算入。ただし、中小法人については、800万円に達するまでの全額損金算入可。



平成26年度
税制改正

法人課税 復興特別法人税の1年前倒し廃止

足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税を1年前倒しして終了します。※これに伴い、復興特別所得税額を法人税の申告において法人税額から控除できることとします。

参考

現行制度の概要

法人税の納税義務者は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度において、基準法人税額(所得税額控除等の適用前の法人税額)に対して10%の付加税(復興特別法人税)を納付する義務がある。

平成26年度
税制改正

消費税関係 簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

簡易課税制度のみなし仕入率について、金融業及び保険業を第4種事業(60%)から第5種事業(50%)、不動産業を第5種事業(50%)から第6種事業(40%)とします。

[平成27年4月1日以後に開始する課税期間について適用予定]

平成26年度
税制改正

車体課税

2014年度税制改正において車体課税が抜本的に見直される。自動車重量税は、エコカー減税の拡充を行うとともに経年車に対する課税の見直し、地方税においても、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税について見直しが行われる。この背景には、車体課税は取得・保有段階において複数の税が課されており、過大な税負担が自動車ユーザーに課されていることや消費税率引上げ前後の駆け込み需要・反動減の緩和がある。

自動車重量税のエコカー減税は、2014年4月1日以後に新車に係る車検を受けた自動車のうち、新規車検の際に納付すべき自動車重量税を免除された自動車については、2回目の車検時に納付すべき自動車重量税を免除する(現行は▲50%)。また、新車新規登録から13年を経過した自家用の検査自動車(18年経過車は除く)に係る自動車重量税の税率を2014年4月から5400円、2016年4月から5700円に引き上げる(現行5000円)。

自動車取得税については、今年4月の消費税率8%への引上げ時に、一定の燃費基準を満たした自動車(軽自動車を除く)の取得に対して税率の引下げを実施、自家用は5%から3%に、営業用と軽自動車は3%から2%にする。エコカー減税については、現行、税率75%軽減する自動車に係る軽減割合を80%に、50%軽減する自動車に係る軽減割合を60%に拡充する。さらに、消費税率10%時の同税廃止も改めて明記している。

自動車税については、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする、いわゆる「自動車税のグリーン化」特例を見直して、軽課対象を重点強化し、重課割合を15%とする。自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税を消費税率10%時から実施するとしたが、具体的な結論は2015年度の税制改正に先送りした。

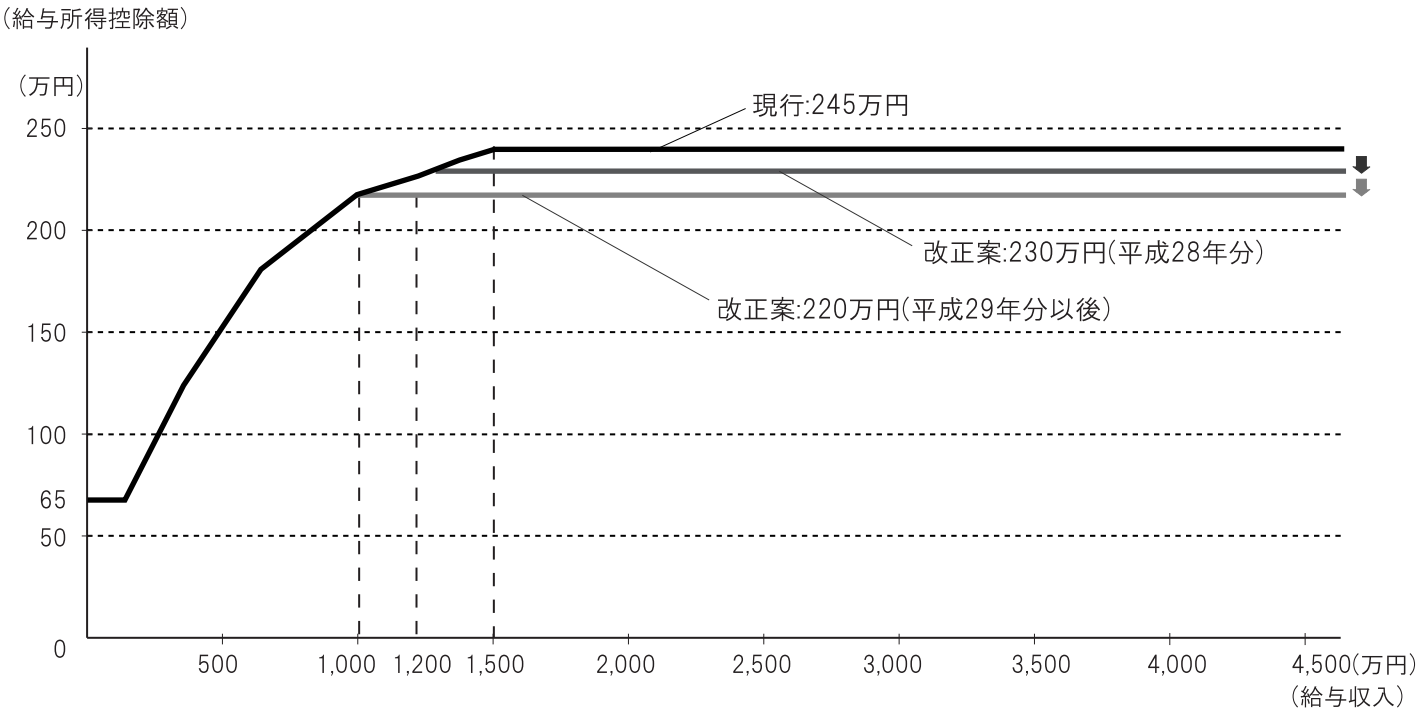
業界団体から反対の声が強かった軽自動車税の税率引上げ問題は、軽自動車・二輪車とも引上げで決着。2015年4月1日以後に新規取得される四輪等の新車の年税額は、例えば、自家用乗用車が現行の7200円から1万800円に、自家用貨物車が4000円から5000円に引き上げられる。また、原動機付自転車は、50cc以下ミニバイクが1000円から2000円に、125～250cc以下のバイクは2400円から3600円になる。〔株)タックス・コムより〕

平成26年度税制改正

個人所得課税改正のポイント

■給与所得控除の見直し■

給与所得控除の上限額が適用される給与収入1,500万円(控除額245万円)を、平成28年分は1,200万円(控除額230万円)に、平成29年分以後は1,000万円(控除額220万円)に引き下げます。



	現行	平成28年分の 所得税(※1)	平成29年分以後の 所得税(※2)
上限額が適用される 給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の 上限額	245万円	230万円	220万円

(※1)個人住民税については、平成29年度分について適用。

(※2)個人住民税については、平成30年度分から適用。

給与収入が1,000万円を
超える方は所得税・住民
税が増税となります。



消費税増税 「全ての商品を一律3%引上げ」が7割

4月の消費税率8%への引上げに際し、70・8%の企業が「全ての商品を一律で3%引き上げる」意向を示したことが、東京商工会議所が会員の中小・小規模企業を対象に1月後半に実施した「中小企業の経営課題に関するアンケート調査」結果（有効回答数937社）の中で分かった。次いで、18・7%が「消費税率にかかわらず全ての商品の価格を見直し、適切な利益を得る」と回答した。一方、消費税率引上げに伴う価格転嫁の見込みについては「全て転嫁できる」と回答した企業は59・2%と約6割にとどまり「一部しか転嫁できない」（13・8%）「ほとんど転嫁できない」（7・4%）「わからない」（18・9%）を合わせて約4割の企業で価格転嫁に懸念を残す結果となった。「全て転嫁できる」と回答した企業は「5人以下」では53・6%と低く小規模企業のほうが価格転嫁に懸念が残る企業が多くなっている。業種別にみると「全て転嫁できる」と回答した割合は「卸売業」が63・4%で最も高く、次いで「建設業」が61・7%で「小売業」（53・6%）「製造業」（57・2%）「サービス業」（57・2%）の3業種は平均（59・2%）以下であった。また「一部しか転嫁できない」企業が19・6%となっている。サービス業の詳細では「飲食業」は「全て転嫁できる」企業が36・8%にとどまる一方「ソフトウェア・情報処理業」では76・1%と最も高くなっている。

上記のように、価格転嫁の見込みについては、「全て転嫁できる」と回答している企業は約6割にとどまっていることから、価格を一律で引き上げたとしても、販売不振などによる売上低下を懸念している事業者がいるとみられている。消費税率引上げ後の価格設定は、業種・業態に応じて、市場環境や販売戦略などを勘案し、価格転嫁の方法を総合的に検討する必要があると思われる。

なお、消費税率引上げに伴う自社の課題（複数回答）については「レジ、経理ソフト等、システム変更に伴う費用負担」（30・1%）が最も高く、次いで「帳簿処理の切換え」（26・3%）「請求書・領収書の切換え」（25・2%）「税額引上げ分の取引先への価格転嫁」（24・1%）「消費税の納税準備のための資金繰り管理」（21・2%）「販売価格の設定」（18・1%）などが続いた。「特になし」という企業も24・5%あり、特に「建設業」（34・2%）に多い。

〔株タックス・コムより〕

2014年度の国民負担率は41・6%と 過去最高の見通し

国民負担率とは、国民所得に対する税金や社会保険料（年金・医療費などの保険料）の負担割合。財務省はこのほど、2013年度の実績見込みでは40・6%だった国民負担率が、2014年度予算では1・0ポイント増の41・6%と過去最高となる見通しと発表した。景気回復や消費税率引上げ等に伴い租税負担率が増加し、2年ぶりに前年を上回る。14年度見通しの内訳は、国税が14・5%、地方税が9・6%で租税負担率が24・1%、社会保障負担率は17・5%。

2013年度実績見込みに比べ、租税負担率は0・8ポイント増（国税0・9ポイント増、地方税は横ばい）社会保障負担率は0・1ポイント増。社会保障負担は、この統計を開始した1970年以降では最高だった12・13年度（17・4%）をわずかに上回った。国民負担率を諸外国（11年実績）と比べた場合アメリカ（30・8%）よりは高いがフランス（61・9%）スウェーデン（58・2%）ドイツ（51・2%）イギリス（47・7%）などよりは低い。

真の負担率は、財政赤字という形で将来世代へ先送りしている負担額を加える必要がある。財務省によると、2014年度の国民所得（13年度に比べ7万6千円増の370万5千円）に対する財政赤字の割合は、前年度から1・3ポイント減の10・3%となる見通し。この結果、14年度の国民負担率に財政赤字を

加えた「潜在的国民負担率」は、13年度からは0・3ポイント減の51・9%となる見通しだが、引き続き5割を超えている。

この「潜在的国民負担率」は、統計開始以来最高だった2013年度の52・2%次いで2番目の高水準となる見通し。なお、租税負担率は、戦後は40年代前半の混乱期を除いて20%前後で推移。しかし76年度以降、次第に上昇し始め89・90年度の27・7%をピークにその後はほぼ20%台前半で推移。OECD加盟34カ国との比較では（11年実績）比較可能な33カ国中、日本（22・7%）はメキシコ（21・4%）に次いで低い水準だった。

また、2014年度見通しの国民負担率41・6%は、調査開始以来、過去最高だった12年度の40・7%を0・9ポイント上回り、3年連続40%台の数字となった。OECD加盟34カ国と比較した場合（11年実績）日本（39・8%）は、比較可能な3カ国のなかで下から7番目に低い。ちなみに、最高はルクセンブルグの85・2%、最低はメキシコの23・4%（租税負担率も最低の21・4%）だった。

〔株タックス・コムより〕



平成26年
2月1日

パートナーズ松山支社が 移転しました

2月1日にパートナーズ松山支社は松山市高井町から東本に引っ越しをしました。旧事務所の時は交通の便に少し難がありましたので、見つけやすく行きやすい場所に移転をしました。

新しい事務所の情報は下記にありますので、ご確認をお願いします。尚、電話番号とFAX番号も変更となっていますので、お間違えのないよう、よろしくお願いいたします。

【旧住所】愛媛県松山市高井町1150
TEL/FAX:089-968-1660

【新住所】愛媛県松山市東本2-1-13 パドール102
TEL/FAX:089-948-9441/089-948-9442

お間違えの
ないように！

平成26年
2月13日

パートナーズのホームページを リニューアルしました

3月にパートナーズのホームページをリニューアルしました。各支社の専用ページを設け、会員の方々最寄りの支社の情報を以前よりも細かくお伝え致し、より身近に感じて頂けるようなサイトにしていきたいと思います。

さらに過去の会報誌も全てホームページに掲載しておりますので、最近ご入会された会員さまには是非、過去の会報誌もご覧頂けたら幸いです。



税理士法人パートナーズ

検索

平成25年
12月

一般社団法人M&A・事業再生支援センターを 立ち上げました

昨年12月に岡山県内の弁護士や税理士などの士業が集まり地場企業の事業承継や経営再建を支援する「M&A・事業再生支援センター」を設立し、パートナーズも税理士・公認会計士の業務を担う役目として参加しました。企業が消滅すれば地域で培われた技術や雇用まで失いかねず、それらを最小限に抑えるために専門家集団として設立しました。

パートナーズのホームページにもリンクを貼っていますので、ご興味のある方は是非、ご覧ください！



一般社団法人 M&A・事業再生支援センター セミナー開催！（参加費無料）

4月30日(水)さん太ホール(山陽新聞社新本社ビル)にてM&Aと事業再生をテーマとしたセミナーを開催します。岡山県内の経済団体や企業、金融関連の著名人によるパネルディスカッションもありますので、普段なかなか聞けないM&Aや事業再生の現状をわかりやすくお伝えいたします。

企業の経営にもきっと参考になると思いますので、是非お気軽にご参加ください！



ホームページにも
掲載しています！

申込書

お申し込み先→ FAX 089-225-0082 mail k0217@okazaki-partners.jp

平成26年4月30日の「新時代のM&Aと事業再生による岡山の活性化」に
申込します。

氏名	姓	
性別		
所属		
連絡先	TEL	
	FAX	
連絡先	mail	

〒089-225-0081 FAX 089-225-0082
mail k0217@okazaki-partners.jp URL http://www.okazaki-partners.jp

一般社団法人M&A・事業再生支援センター

代表理事 小島 裕彦 事務 小島 裕子
常務 山崎 孝典 監事 山崎 孝典 山崎 孝典
常務 山崎 孝典 監事 山崎 孝典 山崎 孝典
常務 山崎 孝典 監事 山崎 孝典 山崎 孝典

M&A・事業再生支援センター

検索

法人向け

Partners Membership

Partners Membership

Partners Membership

パートナーズ会員募集

年会費・入会費
無料

税理士法人パートナーズではただいま法人向けの会員を募集しています。ご入会の方はパートナーズからの会報誌や税制改正などの情報をご提供、また電話無料相談にも応じます！年会費・入会費は無料！普段なかなか聞けない税務関連情報はもちろん知っていて得する意外に大切なミニ情報までご提供します！

特典

1

会報誌の発行

法人向けの情報をお送りします。税理士事務所だからこそ伝えられる情報や意外と知られていない重要なもの、知っていて得する情報をお届けします。

◆会報誌は不定期での発行となります



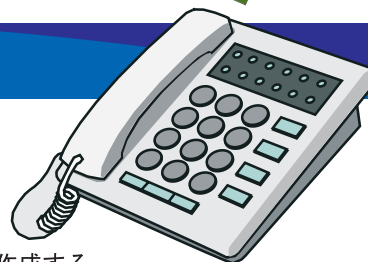
特典

2

無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成に関して幅広くお応えします。

◆無料相談は一般的な内容となります◆個別具体的な内容や書面を作成するものに関しては費用をいただきます◆当社からの訪問でのご相談は交通費をいただきます



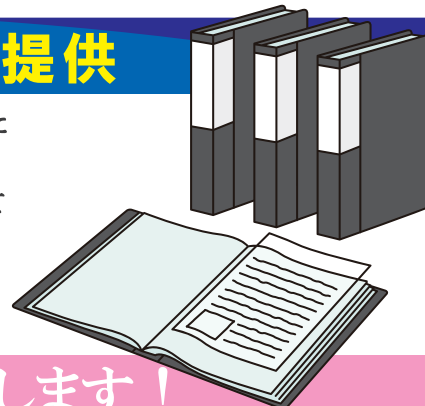
特典

3

税制改正・判決事例の提供

よく変わる税法のポイントを改正ごとにご提供します。また過去の判決事例もお届けします。若干専門的なものとなりますが、知っていなければならないポイントや知っておいて得するポイントが必ずあります。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■



会員の皆様の周りの方にも情報提供いたします！

会員の輪を広げよう！

ご入会だけでこちらのパートナーズ会報誌を送付いたします。もちろん入会費、年会費無料
皆様の周りで税務のことにご興味がある方がいらっしゃいましたら、是非入会を！

税理士法人パートナーズ

[岡山本社] 岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL/FAX 086-246-4446/086-246-4406

[山陰支社] 鳥取県米子市加茂町2-204 米子商工会議所会館2階 TEL/FAX 0859-21-5169/0859-21-5179

[松山支社] 愛媛県松山市東本2丁目1-13-102 TEL/FAX 089-948-9441/089-948-9442

[広島支社] 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング7F TEL/FAX 082-962-8885/082-962-8886